

## 静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則

平成 27 年 4 月 1 日 細則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人固定資産貸付料等規則（以下「貸付料等規則」という。）第 5 条に基づき、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「大学」という。）の施設のうち、講義室、講堂、体育館その他の部屋（付帯する設備を含む。以下「講義室等」という。）を学外者に対して、一時的に貸し付ける場合の貸付料の額その他必要な事項を定める。

(貸付料の額)

第 2 条 講義室等を貸し付ける場合の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、法人又は大学が共催する場合の貸付料は、無償とすることができる。

(貸付料の納付)

第 3 条 使用者は、貸付料を、法人が発する請求書に定める期日までに納入しなければならない。

(貸付料の減免申請)

第 4 条 貸付料の減免を受けようとする者は、次条第 1 項の申請をするときに、併せて講義室等貸付料減免申請書（様式第 1 号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、減免の承認又は不承認を決定し、次条第 2 項の貸付許可書と併せて決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

(貸付許可手続)

第 5 条 講義室等の貸付許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、講義室等貸付申請書（様式第 3 号）を原則として使用開始予定日の 1 か月前までに、施設管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 施設管理者は、前項の申請内容について、次の各号に規定する要件のいずれにも該当すると認めるときは、申請者に対して講義室等貸付許可書（様式第 4 号）を交付する。

(1) 法人及び大学の運営、業務及び教育研究に支障がないこと。

(2) 次のいずれかに該当する場合であること。

ア 学会、研究会、研修会等の事業の用に供する場合

イ 各種試験、講演会等の事業の用に供する場合

ウ その他、施設管理者が認めた場合

(3) 土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に行うものであること。

3 施設管理者は、前項第 1 号及び第 2 号に該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、同項第 3 号に該当しない場合であっても許可することができる。

(委任)

第 6 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

講義室等貸付料減免申請書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

電話番号

静岡県公立大学法人固定資産貸付料等規則第 6 条の規定により、講義室等貸付料の減免を受けたいので、静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則第 4 条に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 日時 年 月 日 時から 時まで（計 時間）
- 2 施設名 大学名  
棟名  
部屋の名称（番号）
- 3 理由

決定通知書  
（講義室等貸付料減免の承認・不承認）

年 月 日

様

静岡県公立大学法人理事長

年 月 日付けで申請のあった講義室等貸付料の減免について、下記のとおり通知します。

記

- 1 講義室等貸付料の減免を 承認 ・ 不承認 する。
- 2 貸付料の額（静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則別表の額）  
円
- 3 減免額  
円
- 4 減免承認又は不承認後の貸付料の額  
円
- 5 その他必要な事項等

講義室等貸付申請書

年 月 日

施設管理者

〔 静岡県立大学事務局長  
静岡県立大学短期大学部事務部長 〕 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名 ⑩

静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用日時 年 月 日 時から 時まで(計 時間)

3 使用を希望する施設名 大学名  
棟名  
部屋の名称(番号)

4 使用人数(予定) 名

5 その他利用を希望する事項

- ・空調設備の利用 有 無
- ・駐車場の利用 有( 台) 無
- ・その他

6 添付資料(講義室等で開催する試験・研修会等の計画概要、スケジュール等)

7 連絡先

- ・所属部署
- ・担当者の職・氏名
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX番号(任意)
- ・E-mail(任意)

様式第4号（第5条関係）

講義室等貸付許可書

年 月 日

様

施設管理者

（ 静岡県立大学事務局長  
静岡県立大学短期大学部事務部長 ）

静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則第5条第2項及び第3項の規定により、次のとおり許可します。

記

1 使用目的

2 貸付許可施設

3 貸付日時 年 月 日 時から 時まで（計 時間）

4 貸付条件 別記の貸付条件を遵守すること。

5 貸付料の額 \_\_\_\_\_ 円

## 【別記】 講義室等の貸付に係る貸付条件

### (使用上の遵守事項)

- ・許可された施設を目的以外の用途に使用しないこと。
- ・許可された施設を他の者に転貸し、又は担保に供しないこと。
- ・許可された施設以外の場所に立ち入らないこと。
- ・施設、設備及び物品をき損し、又は汚損しないこと。
- ・火災予防に細心の注意を払い、指定場所以外で喫煙しないこと。
- ・大学周辺地域の迷惑駐車を防止するための措置を講じること。
- ・使用後は整理清掃し、施設、設備等を原状回復したうえで返還すること。
- ・その他施設管理者の指示に従うこと。

### (使用許可事項の変更等)

- ・使用者は、許可事項に変更が生じた場合又は使用を取りやめる場合は、速やかに施設管理者に申し出て、その許可又は承認を得なければならない。

### (実地調査等)

- ・施設管理者は、貸付を許可した施設について、随時に実地調査し、又は使用者に対し所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

### (使用許可の取消等)

施設管理者は、使用者が上記の遵守事項に違反した場合及び次の各号に該当するときは、速やかに必要な是正措置を命じるとともに、貸付許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 貸付許可の条件に違反したとき
- (2) 申請書の記載事項が事実と反するとき
- (3) 当該使用により法人施設等の本来の目的または用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき
- (4) 公益を害し、または秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき
- (5) 法人又は大学において、当該講義室等を使用する必要があるとき

### (瑕疵担保及び保険負担)

- ・法人は、施設、設備等について、瑕疵担保及び保険負担の責任を負わない。

### (事故及び事件等の責任)

- ・法人は、施設内における盗難や紛失等事故や事件に関し、その責を負わない。

### (貸付料の不還付)

- ・既納の貸付料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用ができなくなったときは、この限りでない。

### (損害賠償)

- ・使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷に係る法人施設等の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- ・使用者は、貸付条件等を遵守しないため法人に損害を与えた場合には、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

### (その他)

- ・施設管理者が指示する事項

## 別表（第2条関係）

## 1 静岡県立大学の講義室等の貸付料の額

区分	場 所		面 積 (単位：㎡)	1日当たりの貸付料 (単位：円)	空調設備を利用する場 合の1日当たりの貸付料 (単位：円)
はばたき棟	1003	下食堂	224	3,800	4,200
	1306	特別会議室	138	2,400	2,600
	1314-1	第2会議室	90	1,600	1,700
	1315	第3会議室	180	3,100	3,400
	1317-1	第4会議室	90	1,600	1,700
一般教育棟	2100	カレッジホール	296	4,700	-
	2103	講義室	223	3,600	3,900
	2106	講義室	153	2,500	2,700
	2107	講義室	153	2,500	2,700
	2108	講義室	72	1,200	1,300
	2109	講義室	105	1,700	1,900
	2215	講義室	153	2,500	2,700
	2216	講義室	72	1,200	1,300
	2217	講義室	70	1,100	1,300
	2218	演習室	35	600	700
	2309	講義室	153	2,500	2,700
	2312	講義室	72	1,200	1,300
国際関係学部棟	3100	カレッジホール	296	4,900	-
	3104	演習室	33	600	600
	3105	演習室	35	600	700
	3106	講義室	70	1,200	1,300
	3107	講義室	72	1,200	1,300
	3108	講義室	153	2,600	2,800
	3110	講義室	72	1,200	1,300
	3113	演習室	35	600	700
	3214	演習室	33	600	600
	3215	講義室	72	1,200	1,300
	3219	講義室	72	1,200	1,300
	3312	演習室	35	600	700
	3313	講義室	70	1,200	1,300
	3314	講義室	72	1,200	1,300
	3315	講義室	153	2,600	2,800
	3316	講義室	153	2,600	2,800
	3317	講義室	107	1,800	2,000
	3318	演習室	35	600	700
経営情報学部棟	4100	カレッジホール	296	5,000	-
	4104	講義室	68	1,200	1,300
	4105	講義室	70	1,200	1,300
	4106	講義室	72	1,300	1,400
	4107	講義室	129	2,200	2,400
	4109	講義室	153	2,600	2,900
	4110	講義室	70	1,200	1,300
	4111	講義室	222	3,800	4,100
	4208	演習室	35	600	700
	4209	演習室	35	600	700
	4211	演習室	72	1,300	1,400
	4212	講義室	153	2,600	2,900
	4213	講義室	153	2,600	2,900
	4314	講義室	153	2,600	2,900

区分	場 所		面 積 (単位：㎡)	1日当たりの貸付料 (単位：円)	空調設備を利用する場合の1日当たりの貸付料 (単位：円)
食品栄養科学部棟	5100	カレッジホール	214	3,400	-
	5112	講義室	89	1,500	1,600
	5211	講義室	134	2,200	2,400
	5216	講義室	69	1,100	1,200
	5217	講義室	65	1,100	1,200
	5313	講義室	45	800	800
	5314	講義室	89	1,500	1,600
	5319	講義室	134	2,200	2,400
薬学部棟	6100-2	カレッジホール	214	3,600	-
	6128	講義室	139	2,400	2,600
	6226	講義室	139	2,400	2,600
	6329	講義室	139	2,400	2,600
食品栄養科学部 2号棟	12101	小講義室	44	1,100	1,200
	12109	大講義室	119	3,000	3,200
看護学部棟 (谷田キャンパス)	13100	カレッジホール	226	5,800	-
	13215	講義室	93	2,400	2,500
	13302	講義室	97	2,500	2,700
	13311	講義室	46	1,200	1,300
	13402	講義室	97	2,500	2,700
	13407	講義室	31	800	900
	13408	演習室	30	800	900
	13409	演習室	31	800	900
	13411	講義室	270	6,900	7,300
	13412	演習室	31	800	900
	13413	講義室	30	800	900
	13414	演習室	31	800	900
教育文化施設棟 (学生ホール)	7101	ホール (食堂)	1,051	19,600	21,200
	7201	ホール	296	5,600	6,000
		小講堂	608	12,400	13,300
		大講堂	1,687	34,400	36,900
体育館			4,649	63,300	-

- 注) 1 利用時間が4時間以下の場合は、上記の貸付料の1/2の額とする。  
2 施設管理者は、この表で規定する額のほか、管理上の経費等が特に必要となる場合は、その実費相当額を徴収することができる。  
3 貸出し時間は原則として午前8時から午後6時までとする。ただし、施設管理者が許可



2 静岡県立大学短期大学部の講義室等の貸付料の額

区 分	場 所	面 積 (単位：㎡)	1日当たりの貸付料 (単位：円)	空調設備を利用する場 合の1日当たりの貸付 料 (単位：円)
事務棟	講堂	387	10,400	10,800
	講師控室	18	500	500
	食堂	301	8,100	8,400
	保健室	44	1,200	1,300
	保健休養室	30	800	900
	第一会議室	126	3,400	3,500
	第二会議室	83	2,300	2,300
教育棟	102講義室	107	2,700	2,800
	103講義室	107	2,700	2,800
	104講義室	107	2,700	2,800
	105講義室	107	2,700	2,800
	106講義室	81	2,000	2,100
	201セミナー室	31	800	800
	202セミナー室	33	900	900
	203セミナー室	33	900	900
	204講義室	62	1,600	1,600
	205講義室	132	3,300	3,400
	206講義室	93	2,300	2,400
	207講義室	93	2,300	2,400
	208講義室	62	1,600	1,600
	209講義室	62	1,600	1,600
	251講義室	118	2,900	3,100
	252講義室	118	2,900	3,100
	253講義室	234	5,800	6,000
	254講義室	234	5,800	6,000
	255講義室	231	5,700	6,000
	306講義室	47	1,200	1,200
	307講義室	47	1,200	1,200
	308講義室	47	1,200	1,200
	309演習室	24	600	600
	310演習室	24	600	600
311演習室	24	600	600	
312演習室	24	600	600	
313演習室	24	600	600	
314演習室	24	600	600	
体育館	アリーナ	1129	28,100	-
	エントランスホール	44	1,100	-
	多目的室	117	2,900	-
クラブ棟	和室	35	1,100	1,100

- 注) 1 利用時間が4時間以下の場合、上記の貸付料の1/2の額とする。  
 2 施設管理者は、この表で規定する額のほか、管理上の経費等が特に必要となる場合はその実費相当額を徴収することができる。  
 3 貸出し時間は原則として午前8時から午後6時までとする。ただし、施設管理者が許した場合は延長を認める。